

京都市交通局管理規程第28号

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する規程

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を次のように改正する。

第6条中「ただし、同程度の場合で、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条に規定する鉄道会社の鉄道とその他の鉄道と両線があるときは前者による。」を削る。

第10条第3項中「ない場合には」の右に「、航空旅行の場合を除き」を加える。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

(交通局企画総務部職員課)